証券コード　4166
2021年３月11日

株　主　各　位

東京都港区元赤坂一丁目５番31号
か　っ　こ　株　式　会　社
代表取締役社長ＣＥＯ　岩　井　裕　之

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、株主の皆様におかれましては、ご健康状態によらず、会場への当日のご来場はお控えいただくことを推奨させていただきます。その場合には書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年３月25日（木曜日）午後６時必着にてご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年３月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区紀尾井町１番４号
東京ガーデンテラス紀尾井町　４階　紀尾井カンファレンス
メインルームＡ＋Ｂ（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第10期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご来場いただく場合は、ご自身の体調をご確認のうえ、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、当社の判断により、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大の防止のために必要な措置（株主様の体調等次第ではご入場をお断りする場合がございます。）を講じる場合がございますので、ご協力いただきますようよろしくお願い申しあげます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合、又は総会当日までに日時・場所その他運営形態に変更が生じた場合は、修正又は変更後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://cacco.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

１．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度（2020年１月１日～2020年12月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、個人消費や企業業績が低迷し、極めて厳しい状況で推移しました。各種政策の効果等により一部回復の兆しがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大に加え、世界経済情勢においても、米国政権交代の影響や米中貿易摩擦による通商問題等、景気の先行きは不透明な状況となっております。

消費者向け電子商取引（BtoC-EC）市場は、経済産業省による2019年の調査「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」によりますと、前年比7.65％増の19.3兆円となり、依然として高い成長率を維持しております。一方、クレジットカード番号等の情報を盗まれ不正に使われる「番号盗用被害」が急増しており、一般社団法人日本クレジット協会による「日本のクレジット統計2019年版」によりますと、2019年の番号盗用被害額は前年比約19％増の約223億円となり、2014年の約3.3倍に達しております。

このような状況を受け、改正割賦販売法においては、クレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じることが義務化され、また、その実務上の指針となる、「クレジットカード・セキュリティガイドライン1.0版（クレジット取引セキュリティ協議会）」においては、非対面取引におけるクレジットカードの不正利用対策として、加盟店において「属性・行動分析（不正検知システム）」等の方策をリスク状況に応じて導入することが求められるなど、不正対策に対する社会的要請はますます高まっております。

このような事業環境のもとで、当社は「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するデータサイエンスの技術とノウハウをもとに、アルゴリズム及びソフトウエアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援する「SaaS型アルゴリズム提供事業」を展開してまいりました。

不正検知サービスにおいては、不正注文検知サービス「O-PLUX」について、ECパッケージ・ショッピングカートベンダーとのシステム連携を引き続き進めるとともに、オウンドメディアの拡充及びオンラインセミナーの積極的な開催による認知度向上及び新規顧客開拓に努めた結果、新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要を契機としたECサービスの利用拡大の後押しもあり、当事業年度の「O-PLUX」のストック収益額（定額課金である月額料金と審査件数に応じた従量課金である審査料金の合計額）は594,709千円（前事業年度比13.5%増）に拡大いたしました。また、不正アクセス検知サービス「O-MOTION」について、日本ヒューレット・パッカード株式会社の提供する多要素認証基盤IceWall MFAとの連携等、アライアンスの強化を図ることで販路開拓に取り組んでまいりました。

決済コンサルティングサービスにおいては、システム開発案件の受注が順調に推移し、また、データサイエンスサービスにおいては、1億レコードまで30営業日で集計・解析、報告を行う新たなデータ分析サービス「さきがけKPI」の提供を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は831,354千円（前事業年度比11.5%増）、営業利益は138,120千円（前事業年度比39.5%増）、経常利益は115,497千円（前事業年度比26.2%増）、当期純利益は130,035千円（前事業年度比13.6%増）となりました。

なお、当社はSaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は180,089千円であり、その主なものは不正検知サービスにおけるシステムのアーキテクチャ刷新に伴うソフトウエア開発156,740千円であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、金融機関から長期借入金として300,000千円を調達いたしました。

当社は、2020年12月17日をもって東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、公募増資により245,000株の新株式を発行し、455,308千円の資金調達を行いました。また、上場に伴う第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）により37,500株の新株式を発行し、69,690千円の資金調達を行いました。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第７期 (2017年12月期)	第８期 (2018年12月期)	第９期 (2019年12月期)	第10期 (当事業年度) (2020年12月期)
売上高(千円)	700,406	720,064	745,680	831,354
経常利益(千円)	42,858	81,260	91,499	115,497
当期純利益(千円)	50,023	80,569	114,488	130,035
１株当たり当期純利益（円）	21.40	34.47	48.99	55.37
総資産(千円)	592,837	629,619	894,691	1,822,938
純資産(千円)	295,675	378,987	494,266	1,148,445
１株当たり純資産（円）	126.52	160.75	210.08	437.15

（注）当社は、2020年９月９日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するAI・統計学・数理最適化といったデータサイエンスの技術とノウハウをもとに、アルゴリズム及びソフトウエアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援することを目指しております。

持続的な成長及び企業価値の最大化に向け、当社が認識する主な経営課題、対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 優秀な人材の確保及び更なる社員の能力向上

当社の業容拡大に伴い、優秀な人材の確保及び更なる社員の能力向上が不可欠であると考えております。当社は、即戦力の人材確保を目的とした中途採用と将来を担う人材の確保及び組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行い、加えて、更なる社員の能力向上を目的とした人材育成・人材開発を強化することで、持続的な成長を支える組織の構築に取り組んでまいります。

② サービス開発投資の促進

当社は、EC市場、セキュリティ市場及びデータサイエンス市場を主たる事業領域としておりますが、近年の技術革新や市場ニーズの変化等により、国内外における競合サービスとの競争が一段と激化してきております。こうした状況の中で、当社は、不正注文検知サービス「O-PLUX」をはじめとする当社サービスについて、機能の拡充及び強化を図るべく積極的にサービス開発投資を推進し、今後の成長性及び競争優位性の維持・向上に努めてまいります。

③ 当社及び当社サービスの認知度向上

当社及び当社サービスは、国内外の競合企業及び競合サービスと比較して認知度において不足していると認識しており、今後、更なる収益拡大を図るためには、なお一層の自社ブランドの確立、認知度の向上が必要であると考えております。当社は、費用対効果を見極めながらインターネットやマスメディア等を活用したマーケティング活動及び広報活動に積極的に取り組むことで、更なる認知度の向上に努めてまいります。なお、株式上場による社会的認知度の向上も意図しております。

④　内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大及び持続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化とともに、確固たる内部管理体制の構築を通じた業務の標準化・効率化を図ることが重要であると考えております。当社は、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社は、SaaS型アルゴリズム提供事業を提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

本社：東京都港区元赤坂一丁目５番31号

(7) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25名　（11）名	5名増　（1名増）	34.6歳	3.9年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	284,996千円
株式会社日本政策金融公庫	130,365千円
株式会社東日本銀行	94,825千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年12月17日をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式上場いたしました。

2．株式の状況（2020年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　5,000,000株

（2）発行済株式の総数　2,619,581株

（3）株主数　2,475名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
Ｓｙｍｂｏｌキャピタル合同会社	465,000株	17.75%
岩井裕之	460,000	17.56
中沢雄太	240,000	9.16
亀山誠	210,000	8.01
株式会社ＳＢＩ証券	125,500	4.79
Ｆｉｎ Ｔｅｃｈビジネスイノベーション投資事業有限責任組合無限責任組合員ＳＢＩインベストメント株式会社	106,922	4.08
中山勝史	90,000	3.43
楽天証券株式会社	55,600	2.12
株式会社ジャックス	39,000	1.48
ＳＢＩベンチャー企業成長支援３号投資事業有限責任組合無限責任組合員ＳＢＩインベストメント株式会社	33,779	1.28

（注）自己株式は保有しておりません。

（5）その他株式に関する重要な事項

① 当社は、2020年８月12日開催の取締役会の決議に基づき、2020年９月９日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行ったことに伴い、発行済株式の総数は1,558,054株増加しております。なお、2020年８月31日開催の臨時株主総会において、2020年９月９日付で定款の一部変更を行うことを決議いただき、１単元100株とする単元株制度を採用しております。

② 当社は、2020年12月16日を払込期日とする公募増資及び2020年12月24日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）による新株式発行により、発行済株式の総数は、282,500株増加しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2013年８月19日	2014年５月22日
新株予約権の数		5個	24,530個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,500株 (新株予約権１個につき 300株)	普通株式 73,590株 (新株予約権１個につき 3株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 60,000円 (１株当たり 200円)	新株予約権１個当たり 600円 (１株当たり 200円)
権利行使期間		2015年８月１日から 2023年７月31日まで	2016年３月15日から 2024年３月14日まで
行使の条件		(注) 1	
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 24,530個 目的となる株式数 73,590株 保有者数 3名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
摘要		－	上記のうち、取締役（監査等委員を除く）２名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

		第３回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		2016年５月23日	2017年６月19日
新株予約権の数		10,749個	5,611個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,247株 (新株予約権１個につき 3株)	普通株式 16,833株 (新株予約権１個につき 3株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 3,801円 (１株当たり 1,267円)	新株予約権１個当たり 3,801円 (１株当たり 1,267円)
権利行使期間		2018年３月30日から 2026年３月29日まで	2019年７月１日から 2027年３月28日まで
行使の条件		(注) 2	
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 10,549個 目的となる株式数 31,647株 保有者数 3名	新株予約権の数 5,461個 目的となる株式数 16,383株 保有者数 3名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 600株 保有者数 2名	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 450株 保有者数 3名
摘要		上記のうち、取締役（監査等委員を除く）２名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	上記のうち、取締役（監査等委員を除く）２名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

		第６回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		2018年３月28日	2018年３月28日
新株予約権の数		8,870個	30,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 26,610株 (新株予約権１個につき 3株)	普通株式 90,000株 (新株予約権１個につき 3株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	本新株予約権１個あたりの発行価額は、110円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 3,801円 (１株当たり 1,267円)	新株予約権１個当たり 3,801円 (１株当たり 1,267円)
権利行使期間		2020年３月29日から 2028年３月28日まで	2018年４月１日から 2038年３月31日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 4
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 8,753個 目的となる株式数 26,259株 保有者数 3名	新株予約権の数 30,000個 目的となる株式数 90,000株 保有者数 1名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 117個 目的となる株式数 351株 保有者数 3名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
摘要		上記のうち、取締役（監査等委員を除く）１名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。	－

		第８回新株予約権
発行決議日		2020年６月24日
新株予約権の数		4,659個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　13,977株 (新株予約権１個につき　3株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　3,801円 (１株当たり　1,267円)
権利行使期間		2022年３月26日から 2030年３月25日まで
行使の条件		(注) 5
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　4,236個 目的となる株式数　12,708株 保有者数　3名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　423個 目的となる株式数　1,269株 保有者数　3名
摘要		－

(注) １．第１回及び第２回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

④ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権を行使することはできない。

⑤　新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。

(a) 上場日以降、割当てられた権利の３分の１について行使することができる。

(b) 上場日から１年が経過する日以降、割当てられた権利の３分の２について行使することができる。

(c) 上場日から２年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。

(d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

２．第３回及び第５回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①　新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

②　新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

③　新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権を行使することはできない。

④　新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。

(a) 上場日以降直ちに、割当てられた権利の３分の１を上限として行使することができる。

(b) 上場日から１年が経過する日以降、割当てられた権利の３分の２を上限として行使することができる。

(c) 上場日から２年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。

(d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

３．第６回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①　新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

②　新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

③　新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権を行使することはできない。

④　新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。

(a) 上場日以降直ちに、割当てられた権利の３分の１を上限として行使することができる。

(b) 上場日から１年が経過する日以降、割当てられた権利の３分の２を上限として行使することができる。

(c) 上場日から２年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。

(d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

４．第７回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①　本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

②　新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 当該新株予約権割当契約書において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、当該新株予約権割当契約書において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該新株予約権割当契約書において定められた行使価額を下回る価格となったとき。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりＤＣＦ法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が当該新株予約権割当契約書において定められた行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅もって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議のうえ本項への該当を判断するものとする。）。

③　新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、従業員、又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④　新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

⑤　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

5．第８回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①　新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

②　その他の行使の条件については、当該新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6．2013年８月16日付で行った株式１株につき100株とする株式分割及び2020年９月９日付で行った株式１株につき３株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種数と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第８回新株予約権
発行決議日		2020年６月24日
新株予約権の数		4,593個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　13,779株 (新株予約権１個につき　3株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　3,801円 (１株当たり　1,267円)
権利行使期間		2022年３月26日から 2030年３月25日まで
行使の条件		(注) 1
使用人等への交付状況	当社使用人等	新株予約権の数　4,593個 目的となる株式数　13,779株 保有者数　25名

(注) １．第８回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

② その他の行使の条件については、当該新株予約権割当契約書に定めるところによる。

２．2020年９月９日付で行った株式１株につき３株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種数と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩井裕之	CEO
専務取締役	関根健太郎	管理部門管掌CFO 執行役員 コーポレートディビジョン担当
取締役	成田武雄	事業部門管掌COO 執行役員 データサイエンス事業部長
取締役	岡田知嗣	システム開発部門管掌CPO 執行役員 システムソリューションディビジョン マネジャー
取締役 （常勤監査等委員）	鈴木貞洋	
取締役 （監査等委員）	中山寿英	株式会社みなとグローバル　代表取締役 公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所　所長 株式会社エスクリ　監査役 ファイブスター投信投資顧問株式会社　監査役 株式会社シンクロ・フード　監査役
取締役 （監査等委員）	小川弦一郎	株式会社オフィスアタッカ　代表取締役

（注）1．取締役（常勤監査等委員）鈴木貞洋氏並びに取締役（監査等委員）中山寿英氏及び小川弦一郎氏は、社外取締役であります。

2．取締役（監査等委員）中山寿英氏は、長年にわたり、公認会計士としての企業財務・会計分野での豊富な業務経験を通して財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、鈴木貞洋氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4．当社は、社外取締役（常勤監査等委員）鈴木貞洋氏並びに社外取締役（監査等委員）中山寿英氏及び小川弦一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (-)	44,500千円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	10,650 (10,650)
合　　計 （うち社外取締役）	7 (3)	55,150 (10,650)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年3月28日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。
３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年７月29日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

② 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）中山寿英氏は、株式会社みなとグローバルの代表取締役、公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所の所長、株式会社エスクリの監査役、ファイブスター投信投資顧問株式会社の監査役及び株式会社シンクロ・フードの監査役を兼任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）小川弦一郎氏は、株式会社オフィスアタッカの代表取締役を兼任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 （常勤監査等委員） 鈴木貞洋	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、大手商社における人事・総務部門の担当役員及び米州総支配人並びに米国法人の社長等としての経験に基づき、独立役員としてより客観的な立場から発言を行っております。
取締役 （監査等委員） 中山寿英	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地並びに、複数の企業での監査役としての経験及び見識等に基づき、独立役員としてより客観的な立場から発言を行っております。
取締役 （監査等委員） 小川弦一郎	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、国内大手金融機関をはじめとした、複数企業での取締役としての経験と金融分野における知見やプロジェクト管理の専門的見地に基づき、独立役員としてより客観的な立場から発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について次のとおり決議しております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 法令、倫理、社会規範の遵守を経営の最重要課題の一つと位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成と浸透を図る。

(b) 監査等委員会を設置し、業務執行取締役及び執行役員の業務執行の監督機能の充実を図り、経営の健全性と透明性の維持並びに一層の向上を図る。

(c) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(d) 内部監査部門は、法令及び定款等の遵守状況及び業務の効率性について監査し、取締役社長に報告する。

(e) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」において「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」旨明記し、これを排除し、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に関わる重要な文書（電磁的な記録を含み、以下同様とする。）は、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適正に作成、保存、管理（廃棄を含む。）する。

(b) 情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適正に管理する。

(c) 取締役は、必要に応じてこれら職務の執行に関わる重要な文書を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 「リスク管理規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用する。

(b) 内部監査部門は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、取締役社長に報告する。

(c) 事業の重大な障害、事件、事故、及び災害等が発生した場合は、取締役社長を長とする対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・決定及び実施等により、事態の早期解決を図る。

④　取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図る。

(b) 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備する。

(c) 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行状況の監督を行う。

⑤　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、評価、維持、改善を行う。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の監査等委員以外からの独立性に関する事項、及び当該従業員に関する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査等委員会がその職務を補助するスタッフを必要とする場合は、監査等委員と取締役との協議の上、従業員の中から監査等委員会を補助するスタッフを指名する。

(b) 監査等委員会のスタッフを兼務する従業員の任命・異動については、監査等委員会の事前同意を得る。

(c) 監査等委員会のスタッフを兼務する従業員は、監査等委員の業務命令に関しては、監査等委員以外の取締役、執行役員或いは管理職の指揮命令を受けない。

⑦　取締役及び従業員が監査等委員会の監査等委員に報告するための体制

監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役、執行役員及び従業員は、以下の事項が発生した場合、速やかに監査等委員会に報告する。

(a) 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生したとき

(b) 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したとき

(c) その他当社の信用を毀損するおそれのある事実を発見したとき

(d) 上記に準じ、当社の事業運営上重要な影響を及ぼす事実を発見したとき

⑧　監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対して報告（内部通報を含む）を行った当社取締役、執行役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを一切禁止する。

⑨　監査等委員会の職務執行について生じる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員の職務の執行について生じる費用、債務又は会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、当該費用、債務又は請求が必要でないことが合理的に認められる場合を除き、速やかに処理を行い、当社が負担する。

(b) 監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部の専門家と連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　当社の取締役会は、取締役７名（うち、社外取締役３名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月１回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

②　当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員１名と非常勤の監査等委員２名（３名全員が社外取締役）で構成され、原則として毎月１回の定期開催のほか、必要に応じて臨時機動的に臨時開催しております。取締役会においては経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

③　当社は、代表取締役社長直轄のチームとして内部監査チームを編成し、内部監査責任者１名、内部監査担当者３名が、内部監査を実施しております。内部監査チームは、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ通知し、そのフォローアップに努めております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的かつ安定的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。しかしながら、現状では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても将来の事業展開と経営体質の強化を目的に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいる方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業の効率化及び継続的な事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、会社法第459条第１項に基づき、期末配当は12月31日、中間配当は６月30日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,402,765**	**流動負債**	**383,483**
現金及び預金	1,293,177	買掛金	14,355
売掛金	89,922	1年内返済予定の長期借入金	189,177
仕掛品	135	1年内償還予定の社債	30,000
前払費用	16,580	未払金	88,316
その他	2,950	未払法人税等	24,050
		未払消費税等	13,037
		賞与引当金	11,763
		その他	12,782
固定資産	**420,172**		
有形固定資産	**12,423**	**固定負債**	**291,009**
建物	6,360	長期借入金	216,009
工具、器具及び備品	6,062	社債	75,000
		負債合計	**674,492**
無形固定資産	**313,979**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	16,834	**株主資本**	**1,145,733**
ソフトウエア仮勘定	295,730	**資本金**	**362,499**
その他	1,414	**資本剰余金**	**538,710**
		資本準備金	538,710
		利益剰余金	**244,524**
投資その他の資産	**93,769**	その他利益剰余金	244,524
投資有価証券	22,389	繰越利益剰余金	244,524
敷金及び保証金	7,655	**評価・換算差額等**	**△588**
繰延税金資産	63,714	**その他有価証券評価差額金**	**△588**
その他	10	**新株予約権**	**3,300**
資産合計	**1,822,938**	**純資産合計**	**1,148,445**
		負債純資産合計	**1,822,938**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**831,354**
売上原価		**243,573**
売上総利益		**587,781**
販売費及び一般管理費		**449,660**
営業利益		**138,120**
営業外収益		
受取利息及び配当金	113	
受取手数料	13	
還付加算金	55	183
営業外費用		
支払利息	6,776	
為替差損	605	
上場関連費用	15,423	22,806
経常利益		**115,497**
税引前当期純利益		**115,497**
法人税、住民税及び事業税	15,624	
法人税等調整額	△30,162	△14,537
当期純利益		**130,035**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	276,211	276,211	114,488	114,488	490,700
当期変動額						
新株の発行	262,499	262,499	262,499			524,998
当期純利益				130,035	130,035	130,035
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	262,499	262,499	262,499	130,035	130,035	655,033
当期末残高	362,499	538,710	538,710	244,524	244,524	1,145,733

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	265	265	3,300	494,266
当期変動額				
新株の発行				524,998
当期純利益				130,035
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△853	△853	－	△853
当期変動額合計	△853	△853	－	654,179
当期末残高	△588	△588	3,300	1,148,445

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

・仕掛品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３年～15年

工具、器具及び備品　３年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　定額法によっております。なお、主な耐用年数は３年～10年となっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

繰延資産の処理方法　社債発行費については、支出時に全額費用処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　18,349千円

3．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	779,027株	1,840,554株	－株	2,619,581株

(変動事由の概要)

① 当社は、2020年９月９日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。

② 普通株式の株式数の増加は、株式分割による増加1,558,054株、新規上場に伴う新株発行による増加282,500株であります。

(2) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　291,528株

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を主に銀行借入及び社債により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金並びに未払金は、全て１年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に長期運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日及び償還日は最長で決算日後５年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社の与信管理規程に従い、定期的に取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	1,293,177千円	1,293,177千円	－千円
(2) 売掛金	89,922	89,922	－
(3) 投資有価証券	22,389	22,389	－
資産計	1,405,489	1,405,489	－
(1) 買掛金	14,355	14,355	－
(2) 未払金	88,316	88,316	－
(3) 未払法人税等	24,050	24,050	－
(4) 未払消費税等	13,037	13,037	－
(5) 長期借入金(*)	405,186	382,478	△22,707
(6) 社債(*)	105,000	104,864	△135
負債計	649,946	627,103	△22,842

(*) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示し、1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) 社債

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入及び新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

本社オフィスの建物賃貸借契約に関する敷金及び保証金（貸借対照表計上額7,655千円）及び海外法人に対する投資有価証券（貸借対照表計上額20,000千円）は、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,602千円
未払事業税	3,215
敷金	1,602
繰越欠損金	52,712
減価償却超過額	4,184
その他有価証券評価差額金	180
繰延税金資産小計	65,497
評価性引当額	△1,782
繰延税金資産合計	63,714

6．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　437円15銭

（2）１株当たり当期純利益　55円37銭

（注）当社は、2020年９月９日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

7．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月24日

かっこ株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　日　武　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　小　　川　　聡　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、かっこ株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月1日

かっこ株式会社　監査等委員会
常勤監査等委員　鈴　木　貞　洋　㊞
監査等委員　中　山　寿　英　㊞
監査等委員　小　川　弦　一　郎　㊞

注）常勤監査等委員 鈴木貞洋、監査等委員 中山寿英及び小川弦一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	岩井裕之 (1971年９月15日)	1995年４月　株式会社星光堂入社 2005年５月　株式会社ネットプロテクションズ入社 2011年１月　当社設立　代表取締役社長（現任） ＜当社における担当＞ ＣＥＯ	460,000株
2	関根健太郎 (1974年９月17日)	1997年４月　株式会社ダイヤコンサルタント入社 2006年５月　パシフィックマネジメント株式会社入社 2011年１月　株式会社エスクリ入社 2015年１月　当社入社 2015年４月　当社執行役員（現任） 2015年７月　当社取締役（現任） 2018年３月　当社専務取締役（現任） ＜当社における担当＞ 管理部門管掌ＣＦＯ 執行役員 コーポレートディビジョン担当	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	成田武雄（なりたたけお） （1974年12月28日）	1997年４月　株式会社星光堂入社 2004年９月　株式会社アルファブリッジ入社 2005年４月　メディアラグ株式会社入社 2007年１月　株式会社ＧＤＨ入社 2007年８月　ジー・プラン株式会社入社 2014年１月　当社入社　社長室マネジャー （現：データサイエンス事業部長）（現任） 2014年４月　当社執行役員（現任） 2018年３月　当社取締役（現任） ＜当社における担当＞ 事業部門管掌ＣＯＯ 執行役員 データサイエンス事業部長	－
4	岡田知嗣（おかだともつぐ） （1975年8月25日）	2001年４月　日本ヒューレット・パッカード株式会社入社 2012年７月　丸紅情報システムズ株式会社入社 2013年10月　当社入社 2016年７月　当社執行役員（現任） 2017年７月　当社システムソリューションディビジョン マネジャー（現任） 2020年３月　当社取締役（現任） ＜当社における担当＞ システム開発部門管掌ＣＰＯ 執行役員 システムソリューションディビジョンマネジャー	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小川弦一郎（おがわげんいちろう） （1951年５月16日）	1974年４月　株式会社住友銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 2002年６月　株式会社日本総合研究所　取締役 2005年６月　株式会社N&J金融ソリューションズ　代表取締役副社長 2009年６月　株式会社日本総研情報サービス　専務取締役 2012年６月　同社代表取締役専務 2015年１月　株式会社オフィスアタッカ設立　代表取締役 2015年７月　当社社外取締役［監査等委員］（現任） 2021年３月　株式会社オフィスアタッカ　非常勤取締役（現任）	－
2	鈴木貞洋（すずきさだひろ） （1944年３月５日）	1967年４月　株式会社トーメン（現：豊田通商株式会社）入社 1994年４月　同社人事部長 1997年４月　同社執行役員人事総務部長兼秘書室長 2001年４月　同社常務執行役員北米総支配人兼米国トーメン社社長 2003年６月　同社顧問 株式会社トーメック　代表取締役会長 2005年６月　東友インテックス株式会社　代表取締役会長 2007年11月　チャレンジャー・グレイ・クリスマス株式会社　代表取締役社長 2015年３月　当社監査役 2015年７月　当社社外取締役［常勤監査等委員］（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	中山寿英（なかやまとしひで） （1969年2月7日）	1991年10月　監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 1996年４月　日本証券業協会出向 2000年１月　プライスウォーターハウスクーパースコンサルティング株式会社（現：アイ・ビー・エム株式会社）入社 2002年９月　ERNST&YOUNG Malaysia入社 2005年11月　グローバル・ブレイン株式会社入社 2009年１月　株式会社みなとグローバル設立代表取締役（現任） 2010年２月　公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所設立　所長（現任） 2013年６月　株式会社エスクリ　監査役（現任） 2013年７月　当社監査役 2015年３月　当社社外取締役 2015年６月　ファイブスター投信投資顧問株式会社監査役（現任） 2015年７月　当社社外取締役［監査等委員］（現任） 2016年１月　株式会社シンクロ・フード監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社みなとグローバル　代表取締役 公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所　所長 株式会社エスクリ　監査役 ファイブスター投信投資顧問株式会社　監査役 株式会社シンクロ・フード　監査役	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．小川弦一郎氏、鈴木貞洋氏及び中山寿英氏は、社外取締役候補者であります。

3．監査等委員である社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
(1) 小川弦一郎氏は、国内大手金融機関をはじめとした、複数の企業での取締役としての経験と金融分野における知見やプロジェクト管理の専門的見地に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 鈴木貞洋氏は、大手商社における人事・総務部門の担当役員及び米州総支配人並びに米国法人の社長等としての経験に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
(3) 中山寿英氏は、公認会計士としての専門的見地及び、複数企業での監査役経験及び見識等に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4．当社は、会社法第427条第１項の規定により、監査等委員である社外取締役候補者の小川弦一郎氏、鈴木貞洋氏及び中山寿英氏の３氏との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、３氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。また、当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により塡補することとしております。３氏が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5．当社は、小川弦一郎氏、鈴木貞洋氏及び中山寿英氏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。３氏が再任された場合は、当社は引き続き３氏を独立役員とする予定であります。
6．小川弦一郎氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって５年７ヶ月となります。
7．鈴木貞洋氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって５年７ヶ月となります。
8．中山寿英氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって５年７ヶ月となります。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令で定める員数の要件を欠くときに備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
平山　剛（ひらやま　つよし） （1980年８月１日）	2004年４月　株式会社ピラミッドフィルム入社 2007年６月　監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）　入所 2008年11月　最高裁判所 司法研修所 入所 2009年12月　公認会計士登録 2009年12月　弁護士登録 2009年12月　平山剛公認会計士事務所設立　代表（現任） 2010年１月　伊藤 見富法律事務所（現：モリソン・フォースター法律事務所）　入所 2012年10月　株式会社オモロキ 取締役（現任） 2015年３月　タイラカ総合法律事務所設立　代表（現任） 2015年４月　慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師 2017年９月　Rapyuta Robotics 株式会社　社外監査役（現任） 2018年９月　フリー株式会社　社外監査役（現任） 2019年６月　株式会社バルクホールディングス　監査役（現任） 2020年６月　ソーシャルワイヤー株式会社　社外監査役（現任） 2020年８月　当社補欠社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 平山剛公認会計士事務所　代表 株式会社オモロキ 取締役 タイラカ総合法律事務所　代表 Rapyuta Robotics 株式会社　社外監査役 フリー株式会社　社外監査役 株式会社バルクホールディングス　監査役 ソーシャルワイヤー株式会社　社外監査役	－株

（注）１．平山剛氏は、現在、当社の顧問弁護士であり、弁護士報酬を支払っておりますが、その性質・金額に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはありません。

２．平山剛氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．当社は、平山剛氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合、定款に基づき同氏との間で会社法第423条第１項の責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。また、当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により塡補することとしております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合、当該保険契約の被保険者となります。

４．平山剛氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士、弁護士として企業会計、企業法務に精通し、企業経営を監査する十分な見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

５．当社は、平山剛氏が補欠の監査等委員である取締役に選任され、かつ、当社の監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町１番４号
東京ガーデンテラス紀尾井町　４階
紀尾井カンファレンス　メインルームＡ＋Ｂ



交通　永 田 町 駅　（東京メトロ：半蔵門線・有楽町線・南北線９ａ出口より）直結
赤坂見附駅　（東京メトロ：銀座線・丸ノ内線D出口より）徒歩１分
※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。